

平成 29 年度
次世代アントレプレナー育成事業
(EDGE-NEXT)
公募要領

～アントレプレナーシップ創造への挑戦～

本公募は、政府が平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定した平成 29 年度当初予算案に盛り込まれている事業に関するものであり、事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となります。

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 29 年 2 月

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 EDGE—NEXT の概要 | 1 |
| 1. 事業の趣旨・目的 | 1 |
| 2. 概要 | 3 |
| 第2章 公募の概要 | 5 |
| 1. 公募の内容 | 5 |
| 2. 補助の内容 | 7 |
| 3. 共通基盤事業、幹事機関について | 8 |
| 第3章 補助経費・外部資金導入 | 9 |
| 1. 経費について | 9 |
| 2. 外部資金導入について | 11 |
| 第4章 提案について | 13 |
| 1. 提案書の記載について | 13 |
| 2. 審査の方法及びスケジュールについて | 14 |
| 3. 審査の観点について | 15 |
| 4. その他 | 17 |
| 5. スケジュールについて | 17 |
| 第5章 採択後の責務 | 19 |
| 1. プログラムの実施について | 19 |
| 2. サイトビジット及び中間評価への対応について | 19 |
| 3. 留意事項 | 20 |
| 4. 問い合わせ先 | 21 |

第1章 EDGE—NEXT の概要

1. 事業の趣旨・目的

～我が国におけるアントレプレナー育成の重要性～

近年、ICTの進化等により、既存の枠組みにとられない市場・ビジネス等の登場や「もの」から「コト」への価値観の多様化に伴い、我が国を取り巻く社会・経済は「大変革時代」を迎えています。

経済界からは、大変革時代におけるアントレプレナー育成に関し多くの提言が出されています。

例えば、日本経済団体連合会は「新たな基幹産業の育成に資するベンチャー企業の創出・育成に向けて（2015年12月15日）」において、「新成長分野の開拓、新たな雇用・産業育成の重要な担い手であるベンチャー企業の創出・育成をより活発化していくことが必要」であり、また、「大学は知の創出拠点であり、欧米では大学をベンチャー・エコシステムのハブとする地域クラスターが多数存在している。わが国においても、国立大学改革の動きと連動しつつ、大学をベンチャー企業創出・育成のハブとして確立することが重要である。」との方向性を記載しています。

このような我が国を取り巻く社会・経済情勢や社会的要求を踏まえ、国としては、アントレプレナー育成への取組みをより一層進めていくこととしています。

「第5期科学技術基本計画」（2016年1月22日閣議決定）（以下、「基本計画」という）では、①持続的な成長と地域社会の自律的発展、②国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現、③地球規模課題への対応と世界の発展への貢献、④知の資産の持続的創出の4つを「目指すべき国の姿」として定め、その実現に向けてi) 未来の産業創造と社会変革、ii) 経済・社会的な課題への対応、iii) 基盤的な力の強化、iv) イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築を基本計画の政策の柱として位置づけ、強力に推進していくこととしています。

特に4つの柱のなかの「イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築」を進めるためには、新規事業に挑戦するベンチャー企業の創出強化がひとつの鍵となります。ベンチャー企業の創出強化にあたり、起業家マインドを持つ人材の育成は欠かすことができず、次代を担う才能豊かな学生が、新たな価値を生み出す創造性を育むため、大学等は、起業家マインドを醸成するアントレプレナー教育と併せて、起業家を目指す者同士の集う場や、優れた起業家・支援者との接点・ネットワークを提供することが求められています。

また、日本再興戦略2016（2016年6月2日閣議決定）においては、「政府や地方自治体、企業、大学・研究開発機関、金融機関、経済団体等に至るまで関係機関全てが、グローバル・ベンチャーが自然発生的に連続して生み出されるベンチャー・エコシステムの構築を共通の目標と認識し、各々が上記のような課題を解決しなければならない当事者であると

いうことを強く自覚する必要がある。」とし、「今までとは次元の異なるベンチャー創出」を促すとともに、今後 10 年間を見据えた補助指標としても、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後 10 年間で倍増させる。」との目標を掲げています。

～EDGE-NEXT が目指すもの～

文部科学省では、平成 26 年度から平成 28 年度にかけてグローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGE プログラム）を実施し、我が国におけるイノベーション創出の活性化のため、大学等の研究開発成果を基にしたベンチャーの創業や、既存企業での新事業創出を促進する人材の育成とベンチャー・エコシステムの構築を目指し、全国 13 の大学の取組みを支援してきました。本事業により、日本に十分導入されていなかった Project Based Learning（PBL）を活用したアントレプレナー育成プログラムの導入が一定程度進みましたが、未だ日本の起業活動率は国際的な比較で低迷しており、起業家マインドが価値あるものとみなされ、それを有する人材に活躍の場が次々ともたらされ成長する環境が構築されたとは言い難い状況です。

アントレプレナー育成プログラムは起業を志す人材創出のみを目指すものではありません。大学において、企業において、それぞれの社会において、新しい価値を創造する人材を創出するものであり、それは広くどの社会にも求められる人材と言えます。

各産業団体から EDGE プログラムは一定の評価^{1,2}を得つつも、世界の競争が激しくなる中、日本の競争力を高めるための優秀な人材を育成・創出するため、EDGE プログラムのさらなる展開とコミュニティの拡大が強く求められています。

次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXT generation）は、EDGE プログラムに採択された大学をはじめ、これまで各地の大学で取り組まれてきたアントレプレナー教育で得られた成果や課題を踏まえて、大学等の研究開発成果を基にした起業や新事業創出に挑戦する人材の育成、関係者・関係機関によるベンチャー・エコシステムの構築を目的としています。具体的には、

¹ 一般社団法人 Japan Innovation Network は「日本企業のイノベーション競争力強化のために」（2016 年 10 月）において、「価値起点で事業を創る人材が大量に必要なにもかかわらず、そのような人材が圧倒的に不足しているのが現状」とし、「21 世紀の国家の競争力を強化していくためには、人材の質を根本的に高める工夫が必要であることは自明。ゆえに、グローバルなイノベーション人材を育てようとして成果の芽が出ようとしている EDGE 事業を拡大させ、少なくとも 10 年間は国が集中的な教育投資を行い、構想力・創造力を身につけさせる教育の原型を作り、またその実行ができる熱意ある教員およびその影響を受ける学生を質・量ともに劇的に増やすことが日本国の発展のために必須」とし、人材の質を高める必要性が主張されている。

² 日本ニュービジネス協議会連合会（JNB）、日本ベンチャー学会（JASVE）は、2016 年度の政策提言委員会報告共同提言において「持てる経営資源をグローバルに活用し、将来の成長を海外に求めるためのトップ人材（次世代後継者）を育成するには、若者や海外留学生の多い大学を大いに活用すべきである。その一つが現在文部科学省の進めている EDGE プログラムである。多様な人材・人種の中でグローバルに事業展開を発想し、実行に不可欠な胆力あり後継者の育成が喫緊の課題であることを考えると、現在 EDGE プログラムは、全国 13 大学で施行されているに過ぎないが、これを 30 大学程度に拡大し、かつグローバルアントレプレナー人材を輩出し続けるには 10 年間程度の長期仕組みの運用が不可欠である。」と提言されている。

学部学生や専門性を持った大学院生、若手研究者を中心とした受講者に対するアイデアの創出やビジネスモデルの構築を中心としたプログラムの実施により、受講者が将来の産業構造の変革を起こす意欲を持つようになる、より実践的な内容を重視したプログラムを支援します。

特に、短期的な人材育成プログラムへの支援を行うのみではなく、ベンチャー関係機関、海外機関、民間企業との連携を行うことで関係者間の人的・組織的ネットワークを構築する、さらにはそれをグローバルネットワークにつなげる取組みを重点的に支援し、アントレプレナー育成におけるロールモデル構築と我が国のベンチャー創出力の強化につながる人材育成を通じた「価値創造プラットフォーム」の形成を目指します。

2. 概要

2-1. 支援の対象となるプログラム例

<対象と手法>

(1) 多様な受講者に対するアントレプレナーシップ醸成やイノベーション創出に向けて大学全体さらには大学を超えて取り組むプログラム：

- 学部段階からアントレプレナーシップ醸成を促進する人材育成手法を開発し、社会へのインパクトが高い起業や大学研究開発成果の実用化、企業課題解決、国内外メジャービジネスコンテスト挑戦等の実践、社会実装を意識した研究者育成等に繋げるプログラム
- 他大学等と連携し、学部学生、大学院生、シーズを持った若手研究者や企業の若手人材を含む多様性のある受講者に対して、グループによる課題発見・解決型学習方法であるPBL手法等(たとえば「デザイン思考」)を活用した実践的プログラム

<連携とその内容>

(2) 民間企業等との連携強化により、実際に起業できる能力を持った人材を育成するプログラム：

- 民間企業や公的団体等との連携を強化し、国内外の大学等と協働して開発することで、起業にチャレンジすることが可能なレベルの人材育成とロールモデル創出を加速させるプログラム
- 海外大学等との関係を活かし、先進地域だけでなく、今後の成長市場である発展途上地域等においても実課題の解決や新事業構築につなげる実践手法を高度化するプログラム

2-2. 本事業における期待される成果

(1) 受講者にとって

- 起業をキャリアプランの一つとして明確に意識づけることができる。
- 世界を視野に入れた起業にチャレンジする実践的意識を持つことができる。
- 第四次産業革命時代に必要となる、組織に依存しない自律したアントレプレナーシップを持つことができる。

- 社会実装を具体的に意識した研究を行うことができ、研究者としてのキャリアパスが多様化する。
- 企業から社内起業家（イントレプレナー）として期待される人材になることができる。
- 挑戦や失敗が価値あるものと讃えられ、成功への実現のために行動を共にする仲間を周囲に見出すことができる。

（２）大学にとって

- 自らのアントレプレナー育成プログラムを世界トップレベルまで高めることにより、この分野で国際的に代表校として認知される。
- 全国のアントレプレナー育成の模範となる大学として国内で認知され、各地域や各専門分野におけるベンチャー・エコシステムのハブとなる。
- 大学の研究成果を基にベンチャーを起業する人材が増加する。
- 優れた社内起業家（イントレプレナー）となる学生を輩出する大学として企業から認知される。
- 成功した卒業生が母校に教育的・財政的支援を行い、次の世代の成功者を生む等のエコシステムが形成される。
- 挑戦する若者と共に成功や感動を学内で共有することができ、志高く難題にチャレンジする学生から選ばれる大学として、大学のブランド価値向上につながる。

（３）社会にとって

- 産業構造の変革が起きるような新事業、革新的技術が大学から創出される頻度が飛躍的に高まる。
- ベンチャーへの就職や起業家を進路に挙げる学生が増加する。身近に起業のロールモデルが存在し、起業への能力に自信を持つ学生が増加する。
- 社内起業家（イントレプレナー）が企業に送り込まれ、また、企業課題が解決されたりすることで企業のイノベーションが促進される。
- 大学を中心とした地域のベンチャー・エコシステムが醸成され、それが次世代の新たな挑戦の価値創造プラットフォームとなる
- 起業や新事業創出が失敗も成功も合わせて価値あるものと見なされ、その経験を有する人材に活躍の場が次々ともたらされるような文化が醸成される。

第2章 公募の概要

1. 公募の内容

(1) 対象機関

本事業の対象機関は日本国内の大学（学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）、大学共同利用機関、高等専門学校とします（以下、「大学等」という。）。

(2) 申請機関、申請者

本事業への代表機関としての申請は大学のみとし、申請者は大学の長とします。

(3) 申請の単位

本事業への申請は単一の大学による申請ではなく、以下に示す通り、複数の大学等が連携して申請してください。

【EDGE コンソーシアム、主幹機関、協働機関について】

- ・ 3以上の国内の大学等が連携し、申請機関群（以下、「EDGE コンソーシアム」という。）を形成して申請してください。その際、EDGE コンソーシアムの代表となる機関（以下、「主幹機関」という。）を1機関定め、それ以外の2機関以上を「協働機関」として計3機関以上でEDGE コンソーシアムを形成し1件の申請としてください。
- ・ なお、「主幹機関」と「協働機関」を合わせて「実施機関」とします。

【協力機関について】

- ・ 民間団体を2以上（2業種以上）、欧米で先進事例を有する海外機関（大学または研究機関）を1以上、欧米以外の海外機関（大学または研究機関）を1以上、計4以上の機関（以下、「協力機関」とする。）と連携することを条件とします。
- ・ なお、協力機関は連携機関の中でも特に組織的な連携を図りEDGE コンソーシアムへの影響が大きいものであり、提案書にもその影響の内容の記載があるものになります。そのような機関であれば上記の民間団体、海外機関以外でも独立行政法人や地方自治体等も含まれます。

【その他参加機関について】

- ・ 協力機関以外でEDGE コンソーシアムに連携する機関になります。
- ・ 設定・記載は任意です。

【その他】

- ・ EDGE コンソーシアム内の大学等は受講者や講師の派遣にとどまらず、それぞれ組織と

して人材育成プログラムの向上を図るものとし、共同シンポジウム等の開催や共同拠点形成、EDGE コンソーシアムとしての民間企業連携その他の高い相乗効果を発揮できるような協働連携を行ってください。

- ・学内の同一プログラムが複数のコンソーシアムに参加することはできませんが、学内の別プログラムがそれぞれ別コンソーシアムに参加することはできます。なおその場合、ヒアリング審査でその違いを確認することがあります。

(4) 採択件数

採択する EDGE コンソーシアムは5つ程度を予定しています。

(5) 補助事業期間

補助の期間は原則として5年度とします（平成33年度まで）。

(6) 申請要件

対象となるプログラムは EDGE コンソーシアムとして以下の要件を全て満たす必要があります。

<原則とする要件>

- ①学部段階からアントレプレナーシップ醸成を促進する人材育成手法を開発し、社会へのインパクトが高い起業や大学研究開発成果の実用化、企業課題解決等に繋げるプログラムであり、起業までの支援体制が整えられていること。
- ②座学のみならず、実課題の解決に向けた PBL 手法等を取り入れた実践的なプログラムであること。
- ③学部生から大学院生、シーズを持った若手研究者、企業の若手人材まで参加可能なプログラムであること。
- ④学内の関連部局間の連携を含めて大学がアントレプレナー育成とアントレプレナーシップ醸成に総合的に取り組む計画を有していること。

<連携の要件>

- ⑤主幹機関を含め3以上の国内大学等からなる申請であり、EDGE コンソーシアム内の大学等の連携に相乗効果が認められること。
- ⑥2以上の民間団体（2業種以上）及び2以上の海外機関（欧米で先進事例を有する大学・研究機関、欧米以外の海外大学・研究機関）と連携すること（協力機関。先述）。また、それ以外にも大学等機関、独立行政法人、民間企業、海外機関、地方自治体など公的団体等と幅広く連携したプログラムであること。
- ⑦海外の大学機関等との連携により、国内の機関のみでは実現しえない我が国全体のアントレプレナー育成システムの高度化を図り、フィールドワークや講師招へい、学生同士

の交流等を通じ新しい価値を生み出すとともに、国内で共有を図ること。そして補助期間終了時には世界トップレベルのプログラムを構築するものであること。

- ⑧地域等に広がりのあるベンチャー・エコシステムを構築し、価値創造プラットフォームの形成に貢献できる取組みであること。

<定量的要件>

- ⑨2年目以降は1つのEDGEコンソーシアムあたり原則年間200人以上が受講するプログラムであり学部生受講者数が30%以上であること。また、個別の機関においては、当該機関が主催する全プログラムの受講者のうち当該大学外の受講者数が30%以上を占めること。
- ⑩外部資金導入目標（第3章参照）を達成できるプログラムであること。ただし、外部資金には大学等の自己資金や正規の教育課程で行われる学内受講生の受講料は含めません。

<その他の要件>

- ⑪年度毎に事業計画を作り、補助事業期間終了までに達成しようとする具体的な目標を設定すること。
- ⑫個別プログラム終了後も受講者や関係者間等で、継続的なコミュニケーションが期待できるプログラムであること。
- ⑬補助事業期間終了後も持続的に発展する体制を維持し、全国のアントレプレナー人材育成活動の模範となることのできるプログラムであること。
- ⑭日本におけるアントレプレナー育成のリーダーとなるのみならず、グローバルスタンダードの確立に資するプログラムであること。

なお、以下に例を挙げるプログラムは補助の対象外とします。

- ・特定の専門知識を身につけることを主な目的としたプログラム
- ・申請機関が既に実施しているプログラムや単なるEDGEの継続とみられるプログラム
- ・海外へのインターンシップを主な活動としたプログラム
- ・外部機関への委託に重点がおかれたプログラム
- ・座学を中心とした、実践的な取組みを伴わないプログラム
- ・海外の視察に留まり、受講者の能動的な参加が伴わないプログラム
- ・主幹機関と協働機関との相乗効果が見込めないプログラム

2. 補助の内容

補助に関する基本的な考え方

(1) 補助金の交付は主幹機関にのみ行います。協働機関の活動費用はすべて主幹機関からの委託費として使用することになります。

(2) 補助の対象となる経費は本事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意

してください。申請にあたっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助事業期間終了後も同規模以上の人材育成を継続できるよう、支援期間（最大5年度）における適切な規模の所要経費を算出することとします。なお、各年度の補助金額は、本補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業計画の内容等を総合的に勘案して毎年度決定されます。

（3）平成29年度申請経費については、平成29年7月から平成30年3月末までの間（概ね9ヶ月を想定）に行うプログラムの開発・実施に必要な経費を申請してください。

（4）経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に当たって適切に管理執行してください。

（5）EDGE コンソーシアム1件あたりの補助の金額は、原則として年間3,000万円～5,000万円程度とします（提案の内容に応じては、より少額の補助も可能です。）。なお、EDGE コンソーシアム・実施機関の事業規模等に応じて採択後の配分額を変更する場合があります。

3. 共通基盤事業、幹事機関について

本事業に採択されたEDGE コンソーシアムの主幹機関等は日本を牽引する大学として、EDGE コンソーシアムを超えて日本全体のアントレプレナー育成プログラム向上の担い手になっていただきます。そのための全採択EDGE コンソーシアム共通の活動として、共通基盤事業を行います。その中で、特に文部科学省と日本の将来を共に考えていただく幹事機関を文部科学省が指定しますので、幹事機関となることを希望する場合、申請書の「幹事機関の希望」欄に○を記入してください。

各EDGE コンソーシアムはアントレプレナー育成プログラムのノウハウ共有・向上、社会認知向上、成果PR等共通基盤事業を文部科学省と調整の上、行うこととしますので申請様式に取組内容の提案を記載してください。なお、そのために特に要する必要経費（文部科学省との調整により決定）を上乗せして交付することとします。

第3章 補助経費・外部資金導入

1. 経費について

申請できる経費は、事業計画の遂行に必要な以下の経費です。

(1) 物品費

① 設備備品費

本事業を遂行するに当たり必要な設備備品の購入について使用できます。また、設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費についても使用できます。なお、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

② 消耗品費

本事業を遂行するに当たり必要な資材、部品、消耗品等の購入について使用できます。

(2) 人件費・謝金

① 人件費

本事業を遂行するに当たり必要な教育及びその支援、その他の労働を行った者に対する賃金、手当について、原則として新規雇用の場合に限り使用できます（ティーチングアシスタント（TA）、リサーチアシスタント（RA）を含む）。ただし、プログラム受講中の学生をTAやRAとして雇用することはできません。

② 謝金

本事業を遂行するに当たり必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た者に対する、申請機関の規定に基づく謝金又は謝礼について使用できます。ただし、プログラム受講中の学生に対して謝金を支払うことはできません。

(3) 旅費

本事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内外の出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費等）や招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費等）について使用できます。ただし、外国旅費が補助の対象となる経費総額の30%を超えることはできません。

(4) その他

① 委託費

本事業を遂行するに当たり必要な外注・業務委託等の経費について使用できます。なお、協働機関の活動費用はすべて主幹機関からの委託費として使用することになります。

② 印刷製本費

本事業を遂行するに当たり必要な資料等の印刷・製本等の経費について使用できます。

③ 会議費

本事業を遂行するに当たり必要な会議、シンポジウム、セミナーの開催等の経費について使用できます。また、当該会議等に不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費にも使用できます。

④ 通信運搬費

本事業を遂行するに当たり必要な物品の運搬、通信、電話等の経費について使用できます。

⑤ 光熱水費

本事業を遂行するに当たり必要な電気、ガス及び水道等の経費について使用できます。

⑥ その他

本事業を遂行するに当たり必要なその他経費（物品等の借損及び使用、土地・建物借上料、研究機関内の施設・設備使用料、学会参加費、研究成果発表費、広報費、保険料（個人にかかるものは除く）、データ・権利等使用料、その他文部科学大臣が認めた経費等）について使用できます。

他の大学等と連携した取組みについて、委託費として連携先の機関で経費を使用することができます。また、事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務についても他に委託して行わせることができます。ただし、主幹機関と協働機関との委託契約以外に1,000万円以上の委託契約を締結する場合は、事前に文部科学省に協議する必要があります。

なお、本事業の遂行に直接関連のない経費（酒類の購入や講演者の慰労会、懇親会等の経費（上記③に記載したレセプション等経費を除く）、本事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

○上記の経費の範囲内において、補助の対象となる経費の使途として、例えば、以下のようなものが挙げられます。

- 1) 製品のプロトタイプ作成のための機器購入や材料の経費※
- 2) アントレプレナー教育やイノベーション教育の知見を持つ有識者の海外からの招へいに必要な経費
- 3) 人材育成プログラムを開発するための教員やプログラム運営に必要な事務員の雇用（原則として新規雇用に限る）に必要な経費
- 4) 受講者に対し、きめ細かく支援を行うメンター等の支援者の雇用に必要な経費
- 5) 国内外の大学、研究機関、企業等との連携・インターンシップ等に必要な経費（ただし、外国旅費が補助の対象となる経費総額の30%を超えることはできません）
- 6) 設備の購入やスペースの確保に必要な経費※
- 7) 海外でのワークショップの実施に必要な経費
- 8) 学内外に対してアントレプレナーシップの醸成や本事業への参画を促すことをはじめとした広報・普及発信に必要な経費
- 9) 事業の一環として、産学官の関係者のネットワーキングを目的としたレセプション

を企画・開催するために必要な経費（ただし酒類の購入は除く）

※EDGE プログラム採択機関において、すでに1)及び6)と同様の機能を有する機器の購入や工房等スペースの確保ができている場合は、本事業では経費の対象になりません。

2. 外部資金導入について

(1) 外部資金導入について

アントレプレナー育成プログラムの自律化を促進するため、「外部資金導入目標率」を設定します。初年度・2年度目は補助金額の20%以上の外部資金導入を要件とします。また、3年度目・4年度目は30%、5年度目は40%以上の外部資金導入をそれぞれ要件とします。外部資金は、運営費交付金や正規の教育課程として行われる授業を受講する学生が納める授業料や科目受講料は含めず、アントレプレナー育成プログラムに充当される現金収入のみとします。また、特に民間企業からの収入はプログラムが価値あるものと認められている証左になりますので、特に審査の判断基準といたします。確実に見込まれるものについては様式5の「確実に見込まれる民間拠出額」欄に記載いただき、採択後速やかに民間資金拠出者からの文書を提出してください（*）。

* 文書には次の内容を必ず盛り込んでください。

- ・ 資金提供機関の代表者名の記載
- ・ アントレプレナー育成プログラムのために充てることがわかる記載
- ・ 他事業と合わせた資金提供である場合には、アントレプレナー育成プログラムのための拠出額がわかる記載
- ・ 資金提供の対象とする年度がわかる記載（特段の記載がない場合、支払日でそれを判断します）

(2) 積極的な人的・物的資源獲得の推進について

具体的な金銭の収受が結果的に発生しないもののプログラム運営のための積極的な人的・物的資源獲得の取組として推奨されるものがあります。人的資源ではたとえば外部人材による無償のアントレプレナー育成プログラムの開催等が、物的資源では本来有償である外部の施設利用料につき無償提供を受けるなどの取組が該当します。それらのような取組も自律化を促進するものと言えることから、補足的に外部資金導入とみなすこととします。

<人的資源獲得について>

アントレプレナー育成プログラムに関連して本来支出が想定された人件費相当分を外部資金導入とみなすこととします。

具体的には、次の①から③までの要件を満たす場合、外部資金導入があったとみなすこ

とができるとします。なお、人件費相当分とする金額は、実施機関の給与規程や講師謝礼支給基準等に則って算出してください。

- ①外部機関から講義協力者の提供があり、様式3に対象となるプログラムの内容の記載をすること。
- ②講義協力者は、講義やワークショップ等の講師、メンター等を担当する者であること。
- ③プログラムを行う実施機関からそのプログラムに関連して給与や謝礼が支払われていないこと。

* 採択後は年度計画等に記載いただき、年度終了後に報告を求める等いたします。

<物的資源獲得について>

プログラム運営のために本来必要な経費のうち、①から③までの要件を満たす場合、自己資金導入があったとみなすこととします。

- ①プログラム運営のために必要な経費であることがわかること。
- ②無償提供を受けることになった事実がわかること
- ③本来必要であった支出との差額がわかること

* 採択後は年度計画等に記載いただき、年度終了後に報告を求める等いたします。

第4章 提案について

1. 提案書の記載について

別添の「平成29年度次世代アントレプレナー育成事業申請書」の様式1～5（以下、「申請書類」という）に記入・押印し、左上一カ所をホチキス止めの上、提出ください。

①申請期間

平成29年2月16日（木）～ 4月7日（金）17:00 ※必着

②提出方法等

<提出部数>

- ・申請書類を正本1部、副本25部

※副本は左側2カ所にパンチ穴をあけて提出してください。ファイル等に綴じる必要はありません。

- ・申請書類の電子ファイルを記録した電子媒体1セット（DVD-R等1枚にまとめて提出してください）

※電子媒体はUSBメモリ以外の記録媒体で提出してください。

※DVD-R等で提出する場合は、記録媒体及びケースに主幹機関名及びプログラム名を記載してください。

<提出方法>

主幹機関は、申請書類を指定した部数を揃えて、上記①申請期間内に文部科学省へ郵送又は持参してください。なお、郵送の場合は宛先面に「EDGE-NEXT公募申請書類在中」と朱書きしてください。

(提出先)

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

中央合同庁舎7号館東館15階

文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課

次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）担当

③その他

- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った申請機関について、一定期間本事業への参加を制限します。
- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。

い。

- ・ 採択された機関に対しては、別途、補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・ 採択されたコンソーシアム及び機関については、Webページ等により公表します。

2. 審査の方法及びスケジュールについて

(1) 審査方法について

有識者等で構成する審査委員会を設置し、審査を行います。本事業の審査は、審査委員による書面審査及び必要に応じて行うヒアリング審査とその後の委員の合議により行います。

採択コンソーシアム及び機関は、文部科学省において審査委員会の審査結果を踏まえ決定します。

(2) 審査の手順について

①書面審査

- ・ 書面審査は、審査委員が主幹機関から提出された申請書類に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行います。
- ・ 審査委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができますこととします。

②書面審査後の合議審査

- ・ 書面審査の結果を踏まえ、必要に応じ、審査委員の合議結果に基づきヒアリング審査の対象とするコンソーシアム及び機関を採択します。
- ・ 書面審査において、審査委員の合議によりヒアリング審査を行う必要はないとされたコンソーシアム及び機関については、ヒアリング審査を行うことなく採択候補とすることがあります。

③ヒアリング審査

- ・ ヒアリング審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・ 審査委員は、ヒアリング審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行います。

④ヒアリング審査後の合議審査

- ・ ヒアリング審査の結果に基づき、審査委員が合議を行い、採択候補のコンソーシアム及び機関等を決定します。
- ・ 審査委員会は、申請書の内容の修正を条件として採択候補とすることができることとします。

⑤採択コンソーシアム及び機関の決定

- ・審査委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において決定します。

⑥その他

- ・審査は申請された EDGE コンソーシアムごとに行うことを原則とします。
- ・採択されない EDGE コンソーシアムの中でも、審査委員会にて採択された他の EDGE コンソーシアムのなかで有効に機能すると認められる実施機関があれば、協働機関として連携することを促す場合があります。
- ・EDGE コンソーシアム外の協力機関やその他参加機関については、採択された EDGE コンソーシアムが、採択後に自由に機関を追加することを妨げません。ただしその場合は各年度のサイトビジットや計画書提出時等に報告してください。

3. 審査の観点について

審査（形式審査は除く）は、以下の観点に基づき多様性や地理的分布等も含め、総合的に実施します。

（１）育成するアントレプレナー像と人材育成を通じた価値創造プラットフォーム

- ・取組みにより育成を目指すアントレプレナー像が本事業の目的と合致しているか。
- ・取組みによって育成したアントレプレナーが、大学等の研究開発成果を基にしたベンチャー企業の創業や既存企業による新事業創出を促進する大きなインパクトをもたらすことができるか。
- ・EDGE コンソーシアムが海外ネットワークとつながり世界トップレベルの人材育成を通じた価値創造プラットフォームを形成し、それを国内のベンチャー・エコシステム構築に貢献・還元する計画となっているか。

（２）実施するアントレプレナー育成プログラムの内容

①総論

- ・国内外の機関が実施している趣旨の類似する先進的なプログラムと比べて、大学の特色を活かしたオリジナルのプログラムを開発・実施する具体的な計画となっているか。
- ・アントレプレナーを育成する上で、リソースに基づいた実現性が高く、意欲的なプログラムであるか。
- ・学部生から大学院生、シーズを持った若手研究者、企業の若手人材まで参加可能で、それぞれの受講者層に対応したプログラムとなっているか。
- ・学部段階からアントレプレナーシップ醸成を促進し、起業をキャリアの一つとして明確に意識づけるプログラムとなっているか。

②EDGE コンソーシアムおよび協力機関等との連携

- ・EDGE コンソーシアム内の各機関が組織として人材育成プログラムの向上を図ることので

きるものとなっているか。また、他機関の人材育成プログラムに良い影響として広がる可能性が高いか。

- ・複数の民間企業や各種団体等と連携したプログラムを実施する計画となっているか。双方でメリットを共有できる「組織対組織」の連携体制が構築できるか。
- ・民間企業や公的団体、他大学、海外機関等との連携が、地域等に広がりのあるベンチャー・エコシステムの構築・継続・拡大に資するものとなっているか。
- ・海外機関との連携においては、国内の機関のみでは実施することが困難なグローバル課題に取り組むプログラムや、アントレプレナー・イノベーター教育等で優れた実績を有する先進大学等との連携を行い、協力して世界的にユニークなプログラムを生み出す計画となっているか。
- ・外部資金導入率及び現金収入等の導入の実現性は高いか。
- ・民間からの資金と人材の導入を盛り込んだ企業課題解決等に繋げるプログラムとなっているか。
- ・大学発ベンチャー出資のための投資ファンドの設置、ベンチャーキャピタルとの組織連携、あるいは新たなファンドの設置計画があるなど、投資を呼び込む体制があるか。

③目標、評価方法および改善方法

- ・意欲的かつ具体的な目標を設定しているか。
- ・補助期間終了時の達成目標はもとより、年度毎に進捗状況を確認・検証できる適切な計画・その評価方法が設定されているか。
- ・年度毎に行う改善のための方法は適切であるか。

④既存の取組みとの違い

- ・これまでに申請機関が行ってきたプログラム及びEDGEプログラム採択機関の実施水準に比べてさらに高度化した人材育成事業を実施する計画となっているか。EDGEプログラム等により得られた知見を十分に分析・活用しようとしているか。

(3) 想定する受講者の構成と受講者の募集・広報方法

- ・これまで、起業やイノベーションに関心のなかった学部生や大学院生、若手研究者からの参画を促進する計画となっているか。
- ・これまで、研究に専念してきた人材を受講者として取り入れる計画となっているか。

(4) 実施体制および事業継続のための取組み

- ・EDGEコンソーシアム全体に起業文化を根付かせるために、プログラムの実施を全学で受け入れる体制が構築できているか。
- ・主幹機関と協働機関が計画したプログラムを最大限効果的に実施するための有機的な運営体制を構築しているか。

- ・補助事業期間終了後も長期的に継続することが可能な体制を構築しているか。
- ・長期的に民間企業等外部からの収入等を得るための具体的な取組みを計画しているか。

(5) 補助金の使途・規模

- ・補助金について適切かつ効果的な使途・規模となっているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・審査委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問合せには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関及びプログラムを決定した後、WEB サイト等により公表します。
- ・審査委員の氏名については、審査及び選定が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

① 利害関係者の排除

- ・申請されたプログラムの参加者は審査委員に含まれないものとします。
- ・申請されたプログラムと利害関係がある審査委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請に係る合議にも加わらないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・審査委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・審査委員が実施機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・審査委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

② 秘密保持

- ・審査委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、審査委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。

5. スケジュールについて

- 公募開始 : 平成29年2月16日（木）
- 説明会 : 平成29年2月27日（月）午後
- 公募締切り : 平成29年4月7日（金）17:00 ※必着
- 審査 : 平成29年4月上旬～5月下旬（予定）
- 採択結果の通知 : 平成29年6月上旬頃（予定）

○交付申請等 : 平成29年6月下旬頃(予定)

○交付決定 : 平成29年7月頃(予定)

第5章 採択後の責務

1. プログラムの実施について

- ①選定されたプログラムの実施機関（主幹機関及び協働機関）は、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、主幹機関が取りまとめて文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。
- ②補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- ③実施機関は、計画書等に基づき取組みを実施するほか、毎年度、取組みの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書等を作成し、文部科学省に提出してください。報告書を基に、文部科学省及びプログラムオフィサー（個々のプログラムや研究課題の選定、評価、フォローアップ等の実務を行う研究経歴のある責任者）等が実施機関と共に取組みの進捗確認や課題点の検討を行うこととします。また、本事業では目的とする人材育成の状況及びベンチャー・エコシステムの構築状況を把握するため、文部科学省が補助事業期間終了後も含め、適宜現地調査やアンケート調査を実施いたします。実施機関は当該調査へ協力して頂きます。
- ④実施機関は、補助事業期間終了後、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、文部科学省に提出してください。
- ⑤成果報告書等を基に、外部有識者において、補助事業期間終了年度の翌年度に事後評価を実施します。評価は、書面及び必要に応じたヒアリングにより行うこととします。
- ⑥成果報告書と併せて、申請時に目標として掲げていただいたアントレプレナー像について、他機関のアントレプレナー育成プログラム実施の参考に資することのできるような概要書をまとめていただきます。また、中間評価時にも概要書の作成を求め場合があります。
- ⑦ここに定めるものの他、事業の実施に当たっては文部科学省の指示に従うこととします。

○合同イベントへの参加・協力について

実施機関を中心に日本全体のアントレプレナーシップ醸成とベンチャー・エコシステム構築のため、コンペティションやシンポジウム等の各種イベントやイノベーション人材育成を担う指導者養成の研修会などを開催する場合があります。実施機関には、イベントや研修会への参加・協力を積極的に行って頂きます。

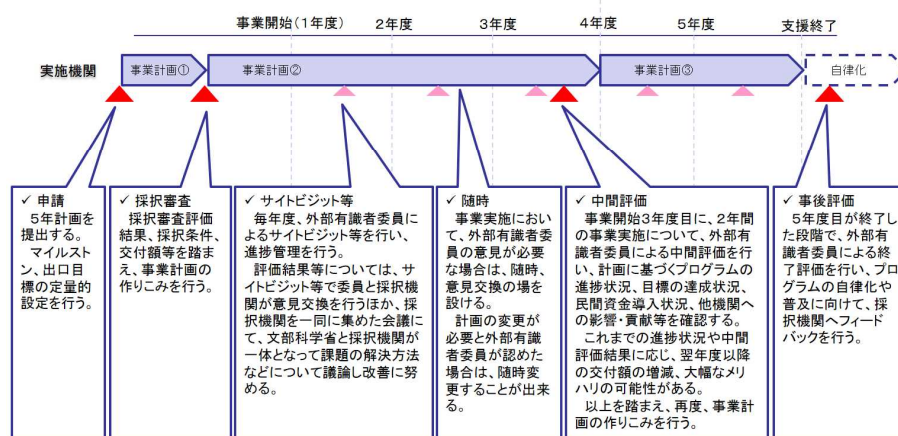
2. サイトビジット及び中間評価への対応について

文部科学省は推進委員会等を開催し、本事業を推進するために毎年度サイトビジット等を行い、プログラムの進捗管理及び評価を行います。3年度目には中間評価を実施し、計画に基づくプログラムの進捗状況、目標の達成状況、外部資金導入状況、他機関への影響・貢献その他を確認します。中間評価の結果に基づき、プログラムの実施計画や実施体制の

大幅な見直し等を実施機関に求めることがあります。評価結果によっては、翌年度以降の交付額の増減や実施機関の再編を求めるなど、メリハリの効いた対応を行う可能性があります。

事業計画と評価方法

○ 毎年度のサイトビジットにおける進捗管理に加え、事業開始3年度目に中間評価を行う。プロジェクトの実施状況、評価に応じ、また、5年度目が終了すると事後評価を行う。事業計画は主幹機関が文部科学省へ提出する。



3. 留意事項

(1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、「補助金の交付をしないこと」や、「補助金の交付を取り消すこと」があります。

(3) 繰越について

事業の進捗に伴い、計画に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越

を認める場合があります。

4. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省及WEBサイトも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該WEBサイトで周知します。

【WEBサイトURL】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

○文部科学省/次世代アントレプレナー育成プログラム（EDGE-NEXT）

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/edge/1346947.htm

<事業に関する問い合わせ>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局

産業連携・地域支援課 次世代アントレプレナー育成事業担当（EDGE-NEXT担当）

電話：03-6734-4023

E-mail：edge@mext.go.jp